

香港・マカオからの進出が有利 ～南沙自貿区に関する期中セミナー～

広州日本商工会とジェトロ広州事務所は10月30日、広州市内の花園酒店において広州日本商工会と「中国（広東自由貿易試験区）」広州南沙新区（以下、南沙自貿区）に関するセミナーを共催した。同自貿区の投資環境、香港・マカオを通じた広東省のサービス業種への参入方法などについて、2名の講師が講演を行った。

登記手続きを大幅簡素化

広東省政府は4月21日、広州南沙新区、深セン前海蛇口、珠海横琴新区の3カ所から成る中国（広東）自由貿易試験区（注1）（以下、広東自貿区）の開業式を行った。うち、広州市南部の南沙新区は、珠江デルタ中央部に位置し、東莞市や珠海市など珠江両岸に近く、半径75キロメートル内に香港、広州など5カ所の国際空港が立地するなど地理的な優位性を備える。2017年に広州市と香港を結ぶ高速鉄道が開通すると、香港への所要時間は30分に短縮される予定だ。

同新区に位置する南沙自貿区では、60平方キロメートルに及ぶ区域に国際物流、特色ある金融業、国際商業・貿易、ハイエンド製造業（注2）などを発展させ、生産向けサービス業が主導する世界的にも先進レベルの総合サービスハブが建設される計画だ。

講演した南沙区投資促進サービスセンターの林善花・対外連絡部長は同自貿区の特長について、「企業所得税の減免措置はないものの、会社設立に係る手続きが大幅に簡素化された」と述べた。簡素化の主な内容は次のとおり。

1. 広東省政府から23項目の管理権限を授権し、会社設立時（営業許可証の取得前）の手続きに要する工商局などでの審査項目を101項目から18項目へ削減。
2. 企業設立時や登記内容の変更時に、工商局が発行する営

業許可証以外に、質量監督総局、国税、地稅、税関などが発給する各種証書の同時取得が可能。また、申請から発給までに要する日数を従来の2週間から1日に短縮。

3. オンラインシステムの整備により窓口1カ所でのワンストップ審査を実現。

その他、南沙自貿区では、高い技能を有する人材の誘致を進めており、年収が30万元（約570万円、1元＝約19円、）～500万元の場合、年収の7～18%を奨金として支給する措置を設けている。

広東協定施行で参入規制が緩和

続いて、ジェトロ中小企業海外展開現地支援プラットフォーム・コーディネーターの浜田かおり氏（深センNAC名南コンサルティング・総経理）が「日系企業向け南沙自貿区の活用方法」と題した講演を行った。

南沙自貿区での企業設立にあたっては、上海、天津、福建の自貿区と同様、広東でもネガティブリスト方式が適用されており、現状で15分類122項目が審査対象となっている。経営内容が同リストに含まれ、かつ非製造業の場合、企業の設立申請には3カ月を要することになる。一方、経営内容が同リストの対象外であれば、従来1カ月ほど要していた商務部門による設立認可手続きは、備案（登記）手続きで行うことが可能で、オンライン申請により3日間完了できる。

（表）CEPA、広東協定、自由貿易試験区の概要

	施行（設立）時期	対象企業	進出対象地域	概要
CEPA（中国・香港間の経済緊密化協定）	上午12時00分	香港企業	中国本土	50分野のサービス業種を開放。他にCEPA原産地規則に合致する香港製品に対し、中国への輸入時にゼロ関税を適用。マカオ企業にも同様の規定あり。
広東協定	上午12時00分	香港・マカオ企業	広東省	153分野のサービス業種を完全または部分的に開放（132項目以外で内国民待遇を付与）。
広東自由貿易試験区	上午12時00分	中国内資企業、外資企業	南沙、前海、横琴	企業設立にあたり、製造業を含む15分類122項目が審査対象。上海、天津、福建の各自貿区も同様。

【出所】ジェトロ通商弘報（13年10月2日付、15年1月28日付）を基に作成。

広東自貿区の開業に先立つ2015年3月からは、「広東における投資備案管理弁法（試行、以下、広東協定）」が施行されている。

南沙をはじめ各自貿区で施行される試験的な規定は、施行により支障が生じなければ、将来中国全土で適用される可能性もある。ただ、現状では香港・マカオに設立した企業を通じ、広東協定を活用すれば、他の外資企業に比べ広東自貿区を含む広東省全域において、サービス業種への進出が容易となっている。

例えば、電信会社の設立には中国企業との合弁（中国側持分51%以上）が原則だが、オンラインデータ処理業務であれば、香港・マカオ企業は独資企業の設立が可能である（注3）。他にも、コールセンター業務、情報サービス（ネットショップ）、船舶補修、中等職業訓練機構（広東自貿区に限定）、医療機構等の業種で香港・マカオ企業による独資企業の設立が認められている。

（注1）香港に近い深セン前海蛇口では主に金融業、マカオに隣接した珠海横琴新区では教育や観光産業の誘致が進められている。いずれも面積は約28平方キロメートルと同規模。

（注2）具体的には、人民元の対外貸付などクロスボーダー人民元業務、広州市企業による香港・マカオでの人民元債券の発行、自動車の並行輸入、輸入商品のショッピングモール運営、輸出用ハイテク製品の補修など。

（注3）2015年6月19日の「工業・信息化部 オンラインデータ処

理と取引処理業務（経営類電子商務）外資比率制限の開放に関する通告により、経営類電子商務は外資比率制限がなくなった。ただし、ネットショップを含む情報サービス業務等は依然として外資比率制限があるため、工業・信息化部による電信業務分類と参入の開放スケジュールに留意する必要がある。

【出所】ジェトロ通商弘報記事を本誌掲載用に修正。

本資料はご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。可能な限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、会員企業サポート室及びジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

